

第4回 三戸町新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年8月11日（火）午後2時～
場 所：三戸町役場 4階大会議室

次 第

1 開 会

2 町長あいさつ

3 案 件

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応状況等について
 - ①これまでの対応状況について
 - ②避難所での感染予防対策について
 - ③接触確認アプリ「COCOA」及び「CODE8」について
 - ④感染拡大地域からの帰省者について
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る町経済対策等事業について
- 3 その他

4 本部長指示事項（本部長メッセージ）

5 閉 会

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応状況等について

資料 1

①これまでの対応状況等について

○国対策本部の開催状況

これまで国の対策本部は計41回開催。

(緊急事態宣言解除以降：第36回 5/25、第37回 6/4、第38回 6/18、
第39回 6/29、第40回 7/3、第41回 7/22)

○緊急事態宣言の経緯について

月 日	内 容 等	対象（解除）地域	期間等
4月 7日	緊急事態宣言発令	埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、大阪府、兵庫 県、福岡県（7都府県）	5月6日まで
4月16日	緊急事態宣言対象地 域の拡大	全都道府県 特定警戒都道府県：北海 道、茨城県、埼玉県、千 葉県、東京都、神奈川県、 石川県、岐阜県、愛知県、 京都府、大阪府、兵庫県、 福岡県	5月6日まで
5月 4日	期間の延長	全都道府県	5月31日まで
5月14日	緊急事態宣言一部地 域解除	解除地域：39県 継続地域：北海道、埼玉 県、千葉県、東京都、神 奈川県、京都府、大阪府、 兵庫県	5月31日まで
5月21日	緊急事態宣言一部地 域解除	解除地域：京都府、大阪 府、兵庫県 継続地域：北海道、埼玉 県、千葉県、東京都、神 奈川県	5月31日まで
5月25日	緊急事態宣言解除	解除地域：北海道、埼玉 県、千葉県、東京都、神 奈川県 (全都道府県解除)	

○国の基本的対処方針の履歴

- 3月28日 基本的対処方針の決定
- 4月 7日 基本的対処方針の変更
- 4月11日 基本的対処方針の変更
- 4月16日 基本的対処方針の変更
- 5月 4日 基本的対処方針の変更（適用日 5月7日）
- 5月14日 基本的対処方針の変更
- 5月21日 基本的対処方針の変更
- 5月25日 基本的対処方針の変更

○緊急事態宣言解除後の国の対応等

- ・3つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続要請。
- ・外出やイベント開催等自粛の要請を緩和し、段階的に社会経済活動のレベルを引き上げ。
- ・感染予防のための「新しい生活様式」の定着を図る。
- ・業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践の推奨。
- ・医療提供体制の維持、検査体制の強化、保健所等の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組むことが重要。
- ・8月5日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から「お盆休みにおける帰省等のあり方について」の通知あり。（別紙1 参照）

○県の対策本部の開催状況について

これまで県の対策本部は計24回開催。

（緊急事態宣言解除以降：第19回 5/14、第20回 5/27、第21回 6/10、第22回 7/10、第23回 7/31、第24回 8/7）

○県内での感染者の状況

32名（8月5日現在）

内訳：青森市 7名・八戸市 9名・五所川原保健所管内 1名・上十三保健所管内 14名・その他 1名

5月14日、緊急事態宣言解除以降、感染者5名

○県の対処方針の履歴

- 4月17日 対処方針の決定
- 5月 5日 対処方針の変更
- 5月14日 対処方針の変更
- 5月27日 対処方針の変更

○緊急事態宣言解除後の県の対応等

- ・外出時の人混みを避けるとともに、マスクの着用など基本的感染対策の継続と、新しい生活様式やソーシャルディスタンスの実践、定着を要請。
- ・国の要請に準じて、外出やイベント開催等の自粛要請については、段階的に緩和。

- ・事業者（職場・店舗等）においては、在宅勤務、時差出勤等、人との接触を低減する取組、職場における感染防止の取組を推進。
- ・業種ごとに策定される感染拡大防止ガイドライン等の実践をはじめとした感染拡大防止のための取組の推進。
- ・保健医療提供体制について、万全の体制を整えるとともに、保健所の負担軽減や医療従事者の支援等、更なる充実を図る。
- ・令和2年7月3日付けで「新型コロナウイルス感染症経済対策方針」を策定。
（別紙2 参照）

○特別措置法に基づく県からの協力要請内容

- ・5月27日から、青森県全域を対象に、ソーシャルディスタンスなど「新しい生活様式」の実践・定着等の協力を要請。
- ・概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等を踏まえ、行動制限等を段階的に緩和することとする。ただし、8月1日以降のイベント開催の制限等については、現在の状況を勘案し、8月末日までは、人数上限を設定することとした。（従前は、人数上限を撤廃し、収容人員等の50%までと設定）（別紙3 参照）

○町の新型コロナウイルス感染症に係る警戒対策連絡会議開催状況

- ・2月21日（金） 第1回連絡会議
- ・2月26日（火） 第2回連絡会議
- ・2月28日（金） 第3回連絡会議
- ・3月6日（金） 第4回連絡会議
- ・3月13日（金） 第5回連絡会議
- ・3月19日（木） 第6回連絡会議
- ・3月27日（金） 第7回連絡会議
- ・4月3日（金） 第8回連絡会議
- ・4月10日（金） 第9回連絡会議
- ・4月17日（金） 第10回連絡会議
- ・4月24日（金） 第11回連絡会議
- ・5月1日（金） 第12回連絡会議
- ・5月15日（金） 第13回連絡会議
- ・5月22日（金） 第14回連絡会議
- ・5月29日（金） 第15回連絡会議
- ・6月12日（金） 第16回連絡会議

○新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催状況

- ・4月6日（月） 第1回本部会議
- ・4月22日（水） 第2回本部会議
- ・5月8日（金） 第3回本部会議

○各課の対応状況等

(●があるものは前回会議から追加分)

【総務課】

- ・ 中国からの実習生を受け入れている事業者へ状況の確認を実施。
結果、昨年末から2月上旬までに中国へ往来のあった方は2名、事業所において2週間、検温を行い、体調を確認。体調に異変はなかったとの報告。
(3月2日)
- ・ 各町有施設への手指消毒剤の配布・設置。
- ・ 職員の感染症に関する対応方針を策定。
- ・ 防災行政無線による感染症予防対策の周知放送を実施。
- ・ 県から送付された感染症予防ポスターの配布及び掲示。
- ・ 感染症対策のための3つの密を避けましょう及びハンカチマスクの作り方を記載したチラシを每户配布。(4月14日)
- ・ 4月29日開催予定の三戸地区消防連絡協議会観閲式については中止と決定。
- ・ 三戸ライオンズクラブ様より手指消毒剤(5L)マスク(60枚)寄贈。(中央児童館、斗川児童館へ配布し感染症予防のため活用。(4月15日)
- ・ ルビコン様より布マスク3,000枚寄贈。(町内児童館、保育園、認定こども園の園児及び町内小中学校、高校に配布)。
(4月21日・5月7日・5月12日)
- ・ 町内11カ所に不要不急の外出自粛要請等の告知看板を設置。(4月28日)
- ・ 職員の日々の検温を各課で確認(課長会議で報告)。
- ・ 役場への来庁者の名簿作成(来庁者氏名、日時、対応職員名等)を各課にて実施。
- ・ 特別定額給付金について、4月28日に妊産婦のいる世帯へ申請書を先行発送。その他の世帯には、5月8日発送。初回給付日は5月18日を想定し、以降は毎週金曜日に振り込み予定
- ・ メトキベース管野雅浩様より消毒剤(10L×2個)寄贈。(三戸小中学校へ配布し、感染症予防のために活用。5月1日)
- ・ マルワリフォーム様より消毒剤寄贈。(20L×20個)寄贈。(町内福祉施設等へ配布予定。5月7日)
- ・ 新型コロナウイルス感染症総合相談窓口を総務課に設置。
(総務課 20-1115・20-1111)
- ・ 三戸郵便局様よりマスク600枚寄贈。(町保健師訪問時に利用。5月12日)
- ・ 橋爪商事様よりマスク2,000枚寄贈。(町内福祉施設等へ配布し、感染症予防のため活用。5月14日)
- 全世帯へマスクの配布(1世帯あたり10枚)を実施。(5月15日発送)
- 太陽電気設備様よりマスク500枚寄贈。(感染症予防ため活用。5月19日)
- 三戸ロータリークラブ様より消毒剤(原液20L×5個 使用時は4倍希縮)寄贈。(町内小中学校へ配布し、感染症予防のために活用。5月21日)
- 感染症予防対策の標語を募集(町内小中学校6年生及び9年生 応募総数137人・141点)し、選考された11点を看板作成し、町内各所に設置。
(5月29日)

- 三戸町スポーツ少年団本部長 藤村淳一様より消毒剤（17L）寄贈。（感染症予防のために活用。6月9日）
- 第一生命保険様よりマスク500枚、消毒剤（500ml×5本）寄贈。（妊産婦、乳幼児健診等に利用。6月12日）
- 三戸町社交ダンス愛好会様よりマスク500枚寄贈。（感染症予防のために活用。6月30日）
- 役場庁舎1階エレベーター隣に次亜塩素酸水生成器を設置。

【まちづくり推進課】

- ・誘致企業2社への影響等の聞き取りを実施。
- ・道の駅さんのへに対し、風除室への手指消毒剤の設置を指示。
- ・町の駅さんのへ、まちなか楽校に対し、店頭及び店内における手指消毒の徹底に係る掲示を要請。
- ・新型コロナウイルスに関連した詐欺、悪徳商法について毎戸配布及び町ホームページに掲載し、注意喚起を実施。
- ・観光協会との協議によりさんのへ春まつりの中止を決定。
- ・感染症拡大防止のため城山公園の閉鎖措置（4月15日から5月6日まで）チラシの各戸配布及び閉鎖案内看板の設置。
- ・「身に覚えのない商品の送り付け」注意喚起チラシ（消費者庁作成）を回覧。
- ・町内飲食店持ち帰りメニュー利用促進チラシを各戸配布。
- ・人形劇「11ぴきのねことぶた」（9月21日開催予定）の中止を決定。
- ・三戸町新型コロナウイルス感染症対策飲食店等事業者緊急支援金支給事業の実施を決定（4月30日決定。該当事業者に対し、3ヶ月分最大で45万円支給。5月12日支給開始）
- ・三戸町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策商品券交付事業の実施を決定。（4月30日決定。町民1人につき2千円分の商品券を交付。5月19日発送）
- ・感染症拡大防止のための城山公園閉鎖措置（4月15日～5月6日）を解除。（5月7日）
- ・城山公園及び関根ふれあい公園に注意喚起の看板を設置。
- 三戸町新型コロナウイルス感染症対策事業者緊急支援金支給事業の実施（該当事業者に対し、一律10万円支給。5月19日から7月31日まで）
- テイクアウト、配送支援事業の実施（7月2日開始）
- 三戸町新型コロナウイルス感染防止対策環境整備事業費補助金交付事業の実施（7月15日開始）
- 三戸町プレミアム付商品券発行事業費補助金交付事業の実施（商品券発売開始予定：9月27日）
- さんのへ秋まつり山車組等次年度運行事業費支援金交付事業の実施（8月12日開始予定）
- 三町食べ歩きスタンプラリー事業費補助金交付事業の実施（10月16日開始予定）

【健康推進課】

- ・国、県からの情報提供に基づき、町ホームページに新型コロナウイルス感染症に関するお知らせを掲載。
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係るチラシを毎戸配布。(3月3日)
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる三八地域保健医療連絡会議に出席し情報を収集。
- ・いきいき100歳体操等を行う住民主体の通いの場の実施会場のうち町有施設以外の9施設に手指消毒剤を配布。
- ・一人暮らしホットラインを通じ、高齢者の状況把握と予防の徹底を周知。
- ・寿教室において、新型コロナウイルス感染症に関するお知らせの配布と概要説明を実施。
- ・厚生労働省通知並びに健診に携わる小児科医師及び歯科医師の意見、近隣市町村の状況等を踏まえ、母子保健法に定める健康診査(法定健診)の延期と、それ以外の集団で行う検診及び健康相談(法定外健診等)の中止を決定。(4月9日)
- ・妊産婦71人に対し、新型コロナウイルス感染予防のため、町で確保したマスクを1人あたり30枚ずつ配布。(4月17日)
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる管内市町村連絡会議に出席し、情報を収集。
- ・町ホームページに「新型コロナウイルス感染症 市民向け感染予防ハンドブック(出典:東北医科薬科大学)」を掲載。
- ・三戸町介護保険条例の一部改正を実施。
- いきいき100歳体操等を行う住民主体の通いの場運営者及び参加者向けに、新型コロナウイルス感染症予防のためのリーフレット配布。(6月18日)
- いきいき100歳体操等を行う住民主体の通いの場実施地区で、新型コロナウイルス感染症対策に関する健康教育を実施。
- すべての乳幼児健診及び乳幼児健康相談について、厚生労働省通知並びに健診に携わる小児科医師及び歯科医師の意見、近隣市町村の状況等を踏まえ、8月からの再開を決定。(7月6日)
- 令和2年度三戸町敬老会の中止及び記念品の送付を決定。
(8月3日)

【住民福祉課】

- ・町立保育所、児童館保護者に対し、新型コロナウイルス感染症の対応についての文書発出。(2月27日)
- ・町内の保育所、認定こども園保護者に対し、新型コロナウイルス感染症の対応についての文書発出。(2月28日)
- ・町内児童福祉施設、斗川支所、猿辺支所に手指消毒剤を設置。
- ・新型コロナウイルスQ & Aを町内児童福祉施設、斗川支所、猿辺支所に掲示。
- ・町内小中学校の休校措置を受け、町立児童館、ほっとステーション等で登録児童の受け入れを実施。(3月2日から3月26日まで・4月22日から5月6日まで)
- ・現在、町内の保育所、認定こども園は通常保育を実施。
- ・三戸町新型コロナウイルス感染症子育て世帯支援商品券交付事業の実施を決定。(4月30日決定。18歳以下の子ども1人につき3千円分の商品券を交付。5月19日発送)
- 町内の保育園等に対し、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金(1施設上限50万円)を交付。(4月30日決定。7月10日各園へ概算交付済み)

【税務課】

- ・申告相談会場に手指消毒剤を設置し、対応する職員の手洗い、うがい、マスクの着用を励行。
- ・申告相談では、これまでの対応に加え、相談開始前に来場者の携帯電話へ架電する方法により、順番待ちで密集する状態の緩和を実施。
- ・申告相談期間終了前の3日間は、特に混雑が予想されるため、会場を役場4階会議室から中央公民館ホールに変更し、より広いスペースで実施。
- ・納税組合単位による組合員への納税通知書訪問配付を郵送に切替え。
- ・三戸町町税条例の一部改正を実施。
- ・町税の徴収猶予特例制度の受付を開始。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した三戸町国民健康保険被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例を制定
- 国民健康保険税の減免の受付を開始。

【農林課】

- ・葉たばこ生産80周年記念事業について、実行委員会を開催し、健康、安全を第一に考慮し、中止と決定。
- ・SAN・SUN産直ひろば従業員、農産物加工センター利用者に対し、感染症への注意喚起の掲示を実施
- ・指定管理者であるSAN・SUN産直ひろばとの継続的な協議。
- ・農林水産省等が行う経済対策などの情報収集及び情報提供。
- ・中山間地域等直接支払交付金制度における花植え活動（例年、6月上旬に実施）について、当面の間延期するよう要請。（実施する場合は、3密を回避して行うよう依頼）
- ・町管理の集会施設（9施設）について、4月29日から5月6日まで使用休止。

【建設課】

- ・町内建設業者へ国土交通省からの通知を周知。
- ・工事現場等での感染予防対策の実施要請。
- ・工事現場の従事者が感染したことが明らかになった場合は、速やかに関係者へ連絡することとし、工事の一時中断、工期の見直しなどを行うよう周知し、工事の全ての作業員及び濃厚接触者の自宅待機などの徹底を要請。
- ・ラジコン公園、沖中児童公園に、感染防止チラシ（県、厚生労働省）掲示（4月22日）
- ・ラジコン公園の団体利用自粛のお願いについて、町ホームページで周知
- ・町営住宅入居者から使用料減免の相談（1件）があり、町営住宅使用料と下水道使用料減免申請書を送付。併せて八戸水道企業団の使用料金等の支払猶予制度の情報提供。
- これまで町営住宅入居者から使用料減免の相談が1件あり、4月分・5月分・6月分の使用料減免の措置を実施。

【教育委員会】

- ・ 政府からの全国一斉臨時休校要請に基づき町内小中学校の休校措置を実施。(3月2日から3月26日まで)
- ・ 各学校の卒業式については、規模を縮小し実施。
- ・ 4月に実施予定の三戸小中学校9年生の修学旅行は、延期と決定。
- ・ 杉沢小中学校は4月6日、三戸小中学校、斗川小学校は、4月7日から学校再開。
- ・ 各学校の入学式については、規模を縮小し、実施。
- ・ 学校施設の一般開放は、当面の間、行わない。
- ・ 2月29日開催予定の三戸町文化賞・スポーツ賞表彰式の中止と決定。
- ・ 町内対抗スポーツ大会(3月・5月開催分)の中止と決定。
- ・ 3月28日開催予定のわくわく城山学園は中止と決定。
- ・ 3月31日開催予定の寿教室閉級式の中止と決定。
- ・ 4月8日開催予定のさんのへパークゴルフ場オープニングセレモニーは中止と決定。
- ・ 緊急事態宣言対象地域拡大による町内小中学校休校措置
 - 休校期間 4月22日から5月6日まで
 - 学校給食 出校日に提供
 - 通学バス・タクシー 出校日以外は運行中止
 - 臨時出校日 各学校の状況により設定
 - 子どもの居場所 中央児童館 月～土 7:30～18:30
斗川児童館 月～土 7:30～19:00
 - ほっとステーション(1～3年生) 月～土 9:00～17:00
- ※各施設登録者のみ
- ・ 5月7日から町内小中学校を再開。
- 9月27日開催予定の「第66回三戸町民大運動会」は中止と決定。

【三戸中央病院】

- ・感染疑いの患者に対する臨時診察室（屋外テント）での診察開始
- ・病棟の面会制限を強化し、外来患者及びその付き添いを除き、事前予約のあった者以外の立ち入りを制限
- ・内科における電話再診による処方箋発行の実施
- ・院内に帰国者、接触者相談センターを周知するためのチラシを掲示し、さんびょうだよりへ関連記事を掲載。病院ホームページへも掲載。感染予防の注意喚起のための院内放送実施。電話再診による、処方箋発行及び発熱による来院時の事前電話連絡に係る周知。
- ・業者等の院内立入者の入退出記録の実施
- ・職員に対し、標準予防策、飛沫予防策、接触予防策の徹底と感染が疑われる職員の自宅待機、歓送迎会等の中止、不要不急の出張、会議等の中止を要請。緊急事態宣言対象区域等への旅行制限
- ・職員等院内勤務者に対し、出勤時における体温、体調等の記録、必要に応じた行動記録の実施を要請。
- ・待合室、職員休憩室のイスの配置変更。
- 医療提供体制等構築のための医療機器（X線撮影装置、医療用モニター等）及び感染防止のための消毒液、マスク等消耗品の整備を実施中。

【議会事務局】

- ・3月議会においては、予定どおり開催、議員及び傍聴者に対し、手指の消毒をしてから議場への入場、マスクの着用を求めた。
- ・傍聴者同士の間隔を空けるように協力を求めた。
- ・例年4月に開催している三戸町議会議員会懇談会は中止と決定。
- ・4月17日の三戸町議会議員会総会、議員全員協議会を、通常の委員会室での開催ではなく、4階会議室において間隔を空け、換気しながら実施。
- ・早稲田大学マニフェスト研究所から、全国の自治体が3月議会で行ったコロナ対策についてのアンケートの結果が報告され、当町でも6月議会で採用すべき取り組みも見られることから、全議員へ配布し情報共有し、次期議運で検討予定。
- ・6月議会に係る議員全員協議会、議会運営委員会の開催を、委員会室ではなく議場で行うなど、3密を避けた会議の開催を検討中。
- ・6月議会の傍聴席の座布団を減らし、間隔を空けて座るよう促す、議場の換気のため傍聴席入口を解放する、サーキュレーター、扇風機を使い議場内の空気の対流を促すなど、6月議会で実施すべき取り組みについて引き続き検討していく。
- ・監査については会場の机の配置を再考し、飛沫が届かない程度の間隔を空けて実施する。
- ・感染の発生段階により議会の運営方法等の対応をまとめ、全協で説明。議運で検討する。

○役場庁舎等における感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、役場庁舎並びにその他公共施設等において、以下の対応を実施

- ・庁舎各フロアのカウンターに、飛散防止シート及びパーテーションを設置し、感染防止策を実施。
- ・庁舎内各課及びその他の公共施設について、手指消毒剤を設置。
- ・来庁者との対応時には、マスク着用の徹底。
- ・各階トイレには、ペーパータオルを配置。
- ・庁舎等、次亜塩素酸水によるカウンター等の消毒作業を実施。
- ・感染拡大防止のため各種イベント等の縮小、中止を実施。
- ・役場庁舎並びに三戸小中学校に次亜塩素酸水生成器を設置し、役場庁舎に設置したのものについては、容器を持参すれば無料での配布を実施。
- ・全職員の毎日の検温を実施。
- ・来庁者に感染防止のため、手指消毒と咳エチケットの協力依頼と来庁者記録簿への記入を依頼。
- ・マスク、フェイスシールド等感染防止用品の備蓄。(イベント等開催時の感染予防対策としても使用)
- ・役場庁舎並びに公共施設へのA Iを活用した体温検知システムを導入し、来庁者等の検温を実施予定。

②避難所での感染症予防対策について

○先般、7月10日から12日にかけての大雨時には、河川氾濫のおそれがあることから一部地域に避難指示を発令。避難所等をアップルドーム及びジョイワーク三戸に開設。感染症予防対策として以下の対応を実施。

- ・避難者受付時に検温を実施。
 - ・密にならないよう避難者の避難場所を考慮し、誘導。
 - ・手指消毒剤を設置し、また、マスクを準備し、着用せずに避難してきた方への配布等、避難者の感染予防に対応。
 - ・間仕切り、段ボールベッド、ルームテント等の感染予防のための物品を整備予定。
 - ・感染症発生時の避難所開設・運営のためのマニュアルを策定中。
- ※今回の避難所等については、熱のある方、体調不良を訴える方はいなかった。(避難所開設にあたっては、従前より保健師を避難所に待機させ、対応を行っている)

③接触確認アプリ「COCOA」及び「CODE8」について

○接触確認アプリ「COCOA」について）（別紙4 参照）

- ・接触確認アプリ「COCOA」は、厚生労働省が運営する新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるスマートフォン用のアプリ。
- ・このアプリは、スマートフォン利用者本人が同意のもとアプリをダウンロードし、近接通信機能（ブルートゥース）を利用して新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取りことができるもの。

○アプリ利用者が陽性と判明した場合

- ・アプリ利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合に、PCR検査等の際に登録した情報を基に本人に通知し、その内容について、本人が同意し、本人が陽性者であることをアプリに登録。

○アプリ利用者が陽性者との接触の可能性があった場合の確認方法

- ・アプリを起動し、本人が陽性者と接触があったかどうかを確認することとなる。（接触があったかどうかは、陽性登録者と1m以内で15分以上接触した可能性がある場合）
- ・万が一、陽性者との接触が確認された場合は、現在の症状等を入力することにより、検査受診の案内など早期の対応が可能となるほか、身近な方への感染確認につながる。

○「CODE8」について）（別紙5 参照）

- ・「CODE8」とは、八戸市が実施しているサービスで、市内の公共施設や飲食店、イベント等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止につながるメール送信サービス。
- ・登録されている施設等に掲示されたQRコードから登録することで、登録した同じ日に、同じ場所で感染者が確認された場合、注意喚起のメールが送信されるもの。
- ・利用については、各施設へ来場した場合に、その都度登録が必要となる。
- ・現在は、八戸市の施設等のみでのサービスとなっていること、また、管内保健所との連携が必須であることから、郡内での実施については行われていない。

④感染拡大地域からの帰省等について

○国、県からの通知等について

- ・令和2年7月31日付け新型コロナウイルス感染症対策分科会提言
(別紙1 参照)
- ・令和2年8月7日付け青森県危機対策本部 (別紙6 参照)

○感染拡大地域からの帰省等については、以下の点に十分な配慮をお願いするもの。

- ・帰省前には自身の体調を確認。
- ・3密の回避や基本的感染防止対策（手指消毒やマスク着用など）を徹底。
- ・体調不良の場合は、外出を控える。
- ・感染が疑われる症状がある場合は、速やかに保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」へ連絡。
- ・大人数での会食・飲み会や重症化リスクの高い高齢者等への対応には、十分配慮すること。
- ・感染拡大地域へ移動する場合は、移動先の状況を確認し、慎重な判断と行動をお願いする。
- ・6月から実施してきました、三戸町大学生等支援金を受給された方へ「帰省等の慎重な対応について」の依頼文書を送付。(別紙7 参照)

2 新型コロナウイルス感染症に係る三戸町経済対策等事業について

資料 2

4 / 30 専 決 分	予算額(千円)	事業概要	対象	要件	支給内容	進捗
1 特別定額給付金事業						【総務課】
995,130	国の経済対策のひとつとして、全国民に給付金を支給するもの。	全住民	4/27時点で住民登録のある者	1人10万円	①対象世帯及び人数 4,265世帯 9,806人 ②申請書送付 4月28日(妊産婦のいる世帯) 5月8日(上記以外の世帯) ③受付期間 5月11日から8月11日まで ④申請状況 8月7日現在 申請済 4,257世帯 9,798人 (うち辞退者5世帯6人) 未申請 8世帯 8人	
2 三戸町新型コロナウイルス感染症対策飲食店等事業者緊急支援金交付事業						【まちづくり推進課】
16,920	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に大きな影響を受けている飲食店等事業者の固定経費負担及び新サービス展開等の事業活動を支援するため、緊急支援金を支給するもの。	飲食店等	令和2年3月から5月までの売上額が、前年同月比で20%以上減少又は明らかに減少すると見込まれる飲食店等事業者	当該減少(見込)営業月1か月当たり15万円。対象となる月であっても、当該減少額が15万円に満たない場合は、当該減少額を上限額とする。	①対象事業者 45事業者 ②受付期間 4月30日から7月31日まで ③交付状況 42事業者 14,767千円支給	
3 三戸町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策商品券交付事業						【まちづくり推進課】
22,150	国が行う経済対策に呼応し、経済効果を町内に波及させ、経済の維持及び活性化を図るため、飲食店等でも利用可能な商品券を交付(商工会と連携)するもの。	全町民	4/27時点で住民登録のある者	町民1人につき2,000円分の商品券	①配布 5月18日から世帯主宛に簡易書留で配布。 ②期間 令和2年5月19日(火)～令和2年8月31日(月) ③商品券取扱事業者 121事業者(令和2年8月7日現在) ④商品券発行額 19,600千円	
4 三戸町新型コロナウイルス感染症子育て世帯支援商品券交付事業						【住民福祉課】
3,750	3月から休校が続く子どもの食費や光熱費がかさんでいることから、子育て世帯の負担を軽減するため商品券を交付(商工会と連携)するもの。	18歳以下の子どもがいる世帯	4/27時点で住民登録のある者	子ども1人につき3,000円分の商品券	①対象世帯及び人数 644世帯 1,104人 ②配布方法 上記商品券に同封 ③期間 令和2年5月19日(火)～令和2年8月31日(月) ④商品券取扱事業者 121事業者(令和2年8月7日現在) ⑤商品券発行額 3,309千円	

6 月 補 正 分	予算額(千円)	事業概要	対象	要件	支給内容	進捗																					
	1 三戸町新型コロナウイルス感染症対策事業者緊急支援金支給事業					【まちづくり推進課】																					
	17,750	飲食店等以外の他事業者に対しても影響が及んでいることから、対象事業者を拡大し、緊急支援金を支給するもの。	町内事業者（飲食店等以外）	令和2年3月から5月までの売上額のうち、前年同月の売上額と比較して、20%以上の減少又は明らかに減少すると見込まれる事業者。	該当する月がある場合一律10万円を支給する。	①受付期間 6月15日から7月31日まで ②交付状況 126事業者、12,600千円																					
	2 三戸町大学生等支援金給付事業					【教育委員会事務局】																					
	21,050	大学生等の家計急変やアルバイト収入の減少などにより経済的に困窮している状況が見られることから、町内に在住している学生の保護者に対し、支援金を支給するもの。	大学生(町内居住は問わない)を子に持つ保護者	大学生は、中学校卒業時町内に住所を有していたこと。6/1時点で大学生等であること。	自宅からの通学者は50,000円 自宅外からの通学者は100,000円	①受付期間 令和2年6月16日～7月31日 ②受付状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自宅外</th> <th>自宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 学 院</td> <td>4人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>大 学</td> <td>107人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>短 大</td> <td>8人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>専修学校</td> <td>17人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>高 専</td> <td>6人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>142人</td> <td>29人</td> </tr> </tbody> </table> ③交付状況 171人、15,650千円		自宅外	自宅	大 学 院	4人	0人	大 学	107人	16人	短 大	8人	5人	専修学校	17人	7人	高 専	6人	1人	計	142人	29人
	自宅外	自宅																									
大 学 院	4人	0人																									
大 学	107人	16人																									
短 大	8人	5人																									
専修学校	17人	7人																									
高 専	6人	1人																									
計	142人	29人																									
	3 インドア花いっぱい応援事業					【農林課】																					
	1,500	公共施設へ花を飾り、住民生活へうるおいや癒しを与えると同時に、行事やイベントの自粛・中止の影響を受けた花き生産者や生花店へ支援を行うもの。	生花店(花卉生産者)	-	-	①町内生花店2社 (小島生花店・船場生花店)へ業務委託 ②契約日 令和2年6月26日 ③契約額 750,000円/1業者 計1,500,000円 ④初回実施 令和2年7月1日(水) ⑤事業展開 花を展示する施設に、三戸町で生産されている花きの紹介パネルを掲示。各施設への花の展示は月2回を目安に交換。																					

6月補正分	予算額(千円)	事業概要	対象	要件	支給内容	進捗
4 三戸町農作物次期作支援事業 【農林課】						
1,232	卸売市場等での売上げが減少するなどの影響を受けた農産物について、今後の安定的な生産のため、次期作に向けて必要な経費について交付金を支給するもの。	農家	<ul style="list-style-type: none"> ●対象農作物 ①令和2年2月から5月までの間に、卸売市場等での売上げ若しくは、単価が前年同月比20%以上減少し、かつ出荷実績のある農作物 ②今後、緊急事態宣言が発令され、その期間中、卸売市場等での売上げ若しくは、単価が同月比20%以上減少した出荷実績のある農作物 ③感染症の発生以降に、物流の停滞等により生産ができなかった農作物であること。 ●対象農家 ①収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入している、または今後、確実に加入する意向があること。 ②次期作に向けた事業継続計画を有していること。 ●対象経費 対象となる農作物の次期作生産に関わる種苗、肥料、農薬、資材の購入に要する経費 	作付面積10アールあたり55千円	<ul style="list-style-type: none"> ①周知 町内回覧(6/16)八戸農業協同組合(6/18) ②進捗状況 花きについて、令和2年2月から6月までの出荷分を農協花き部会がとりまとめ中。 8月中旬に農協花き部会として申請予定 ③申請状況 対象農家数6件 対象面積30a 金額165,000円(8/7現在) ④事業展開 6月以降の市場動向により、対象農作物の品目を拡大する予定。(トマト等) 	
5 テイクアウト・配送支援事業 【まちづくり推進課】						
3,980	外出自粛要請等により、経営に打撃を受けている旅客輸送事業者や飲食店等を支援するため、飲食店等からテイクアウト注文品の宅配に対し、配達料の一部を助成するもの。	飲食店等、タクシー等事業者	飲食店から1,000円以上のテイクアウトをする場合、宅配タクシー料金670円を無料(初乗り分)	宅配料金を実績に応じ、町からタクシー事業者へ支払う。	<ul style="list-style-type: none"> ①宅配1件につき670円を上限(超過分はお客様負担) ②タクシーデリバリー助成要綱制定済 ③ポータルサイト構築については、見積書等依頼中 ④タブレット等購入予定 	

6 月 補 正 分	予算額(千円)	事業概要	対象	要件	支給内容	進捗
	6 飲食店等感染防止対策環境整備事業 【まちづくり推進課】					
	2,700	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため実施する事業所等の環境整備に係る経費に対し、補助金を交付するもの。	事業所内等において各種サービスを提供する事業者	・感染防止のための設備の設置 ・感染防止のための物品等の購入	対象経費の5分の4の額を補助 (設備の設置：上限20万円、物品等の購入：上限2万円)	①受付期間 7月15日から ②申請状況 8月7日現在4事業所 (設備：3件、物品1件)
	7 プレミアム商品券発行事業費補助 【まちづくり推進課】					
6,000	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により落ち込んだ消費を喚起し、地域経済の活性化を図るため、三戸町商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業に要する経費について、補助金を交付するもの。	三戸町商工会	購入額を超える額面の商品券を発行すること。	プレミアム額を1,000円として、5,000セット分を追加で補助するもの。(当初予算にて5,000セット分を措置済み。合計10,000セット発行予定)	①販売額・券面総額 3,000円で4,000円分の商品券を販売 (購入上限：1人15セット) ②販売開始 9月27日 ③商品券利用期間 令和2年10月1日～令和3年2月28日	

8月補正分	予算額(千円)	事業概要	対象	要件	支給内容	進捗
	1 AI体温検知システム導入事業 【総務課】					
	11,615	町内公共施設にAI技術を活用した体温検知器を導入するもの。	不特定多数の出入りがある施設に設置。(役場庁舎、町民体育館、中央公民館、図書館、歴史民俗資料館、町内小中学校、町内児童館、産直ひろば、道の駅さんのへ、アップルドーム等)	—	タブレット型 35台 カメラ型 6台	
	2 選挙投票所感染予防対策用品購入事業 【総務課】					
	1,186	選挙投票所における感染症予防対策用品を購入するもの。	町内選挙投票所21箇所	—	アクリルパーテーション、非接触式体温計、消毒液自動吐出器等購入	
	3 新生児子育て応援特別給付金支給事業 【住民福祉課】					
	4,000	先に実施した国の「特別定額給付金」の基準日(4/27)以降に出生した新生児を対象に給付金を支給するもの。	新生児	令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した新生児で住民登録のある者	1人10万円	
	4 三町食べ歩きスタンプラリー事業費補助金交付事業 【まちづくり推進課】					
	712	三戸町、南部町、田子町のエリアにおいて飲食店等の消費喚起のためスタンプラリーを実施する事業に対し、補助するもの。	三町食べ歩きスタンプラリー実行委員会へ補助	スタンプラリーを10月中旬から翌年1月末頃まで実施すること	飲食店利用者に対し、利用1回(500円以上)につき1ポイントを付与。 各町2ポイント、3町分の6ポイントで1000円分の飲食クーポン券を交付。	

8月補正分	予算額(千円)	事業概要	対象	要件	支給内容	進捗
	5	さんのへ秋まつり山車組等持続化支援金支給事業				【まちづくり推進課】
	720	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、今年度の開催が中止となった「さんのへ秋まつり」の来年度の円滑な再開のため、各町内会の山車組及び斗内獅子舞保存会が行う伝統の継承及び次年度に向けた準備に要する経費に対し、補助金を交付するもの。	町内会及び斗内獅子舞保存会	2021年さんのへ秋まつりの山車運行に参加予定であること	要件を満たす町内会に10万円を支給。斗内獅子舞保存会には2万円を支給。	
	6	避難所感染予防対策用品購入事業				【総務課】
	3,500	避難所における感染症予防対策用品を購入するもの。	避難所	-	段ボールベット、間仕切り、ルームテント、フェイスシールド、保存食セット、初期対応セット、サーキュレーター等	
	7	中央公民館空調設備設置事業				【教育委員会事務局】
	6,287	新型コロナウイルス感染症防止対策として、中央公民館に空調設備を設置するもの。中央公民館は、指定避難所となっており、換気、熱中症、3密を避ける対策のため。	中央公民館	-	中央公民館1階事務室、ホール、2階和室に設置。	

8 月 補 正 分	予算額(千円)	事業概要	対象	要件	支給内容	進捗	
	8	ジョイワーク三戸空調設備設置事業					【教育委員会事務局】
	3,091	新型コロナウイルス感染症防止対策として、ジョイワーク三戸に空調設備を設置するもの。ジョイワークは、指定避難所となっており、換気、熱中症、3密を避ける対策のため。	ジョイワーク三戸	—	ジョイワーク三戸ホールに設置。		